

トランジション・ファイナンス モデル事業概要 (令和3年度)

2021年9月

経済産業省

クライメート・トランジション・ファイナンス モデル事業概要

- モデル事業の目的は、トランジション・ファイナンスによる資金調達の事例を積み上げ、黎明期にあるトランジション・ファイナンスの市場形成につなげること

本事業の背景と目的

- ✓ クライメート・トランジション・ファイナンス（以下、「トランジション・ファイナンス」）の黎明期にあり、健全な市場形成に向けて、**まずは事例を積み上げていくことが重要**
- ✓ 本事業を通じて、モデル事例を積み上げ、その情報を発信することで、トランジション・ファイナンスを普及を促進

本事業の対象

- ✓ 資金用途特定型のボンド/ローン
 - － 基本指針で示される四要素を満たし、グリーンボンド/ローン原則又はガイドラインなどに整合
- ✓ 資金用途不特定型のボンド/ローン
 - － 基本指針で示される四要素を満たし、サステナビリティ・リンク・ボンド原則などに整合

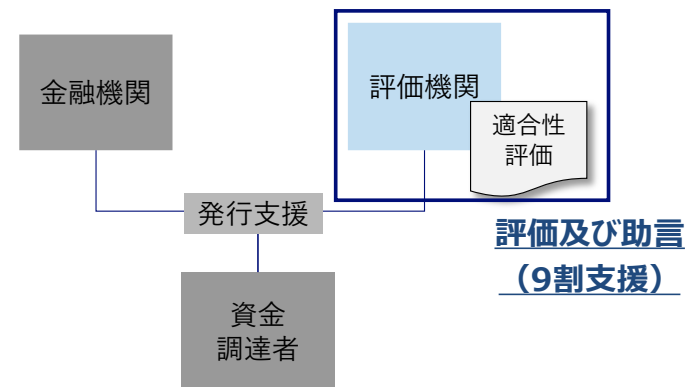
ロードマップとの関係

- ✓ モデル事業で個別の事例を確認しつつ、経済産業分野におけるトランジション・ファイナンス推進のためのロードマップ策定検討会では分野別の移行の道筋の全体像を議論することで、実ニーズを踏まえたロードマップにする。

モデル事業概要

トランジション・ファイナンスモデル事業

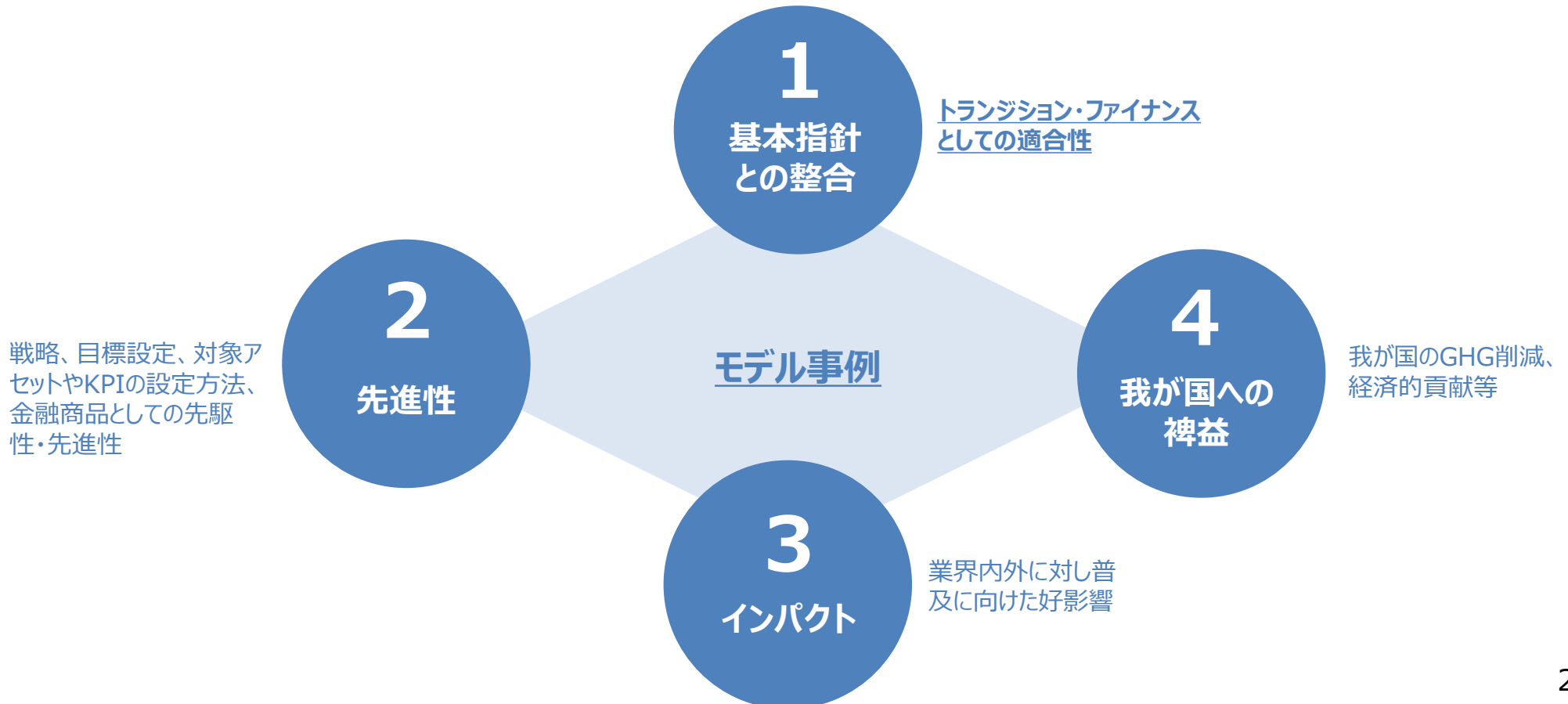
- トランジション・ファイナンスを普及にむけた、事例を積み上げと付加的な資金調達コスト軽減の支援
 - ① 基本指針と整合するファイナンス事例を募集、好事例を創出・収集し、事例集を作成
 - ② モデル事例となる案件に対しては、外部評価機関のコストを9割支援する



モデル事例の選定にあたって

- モデル事例の選定にあたっては、「基本指針との整合」、「先進性」、「インパクト」、「我が国への裨益」の観点から総合的に評価
- 特に、今年度は「基本指針との整合」に適う事例は、積極的に取り上げ、トランジション・ファイナンスの事例積上げ・市場形成の促進に繋げる

モデル事例に関する評価の観点

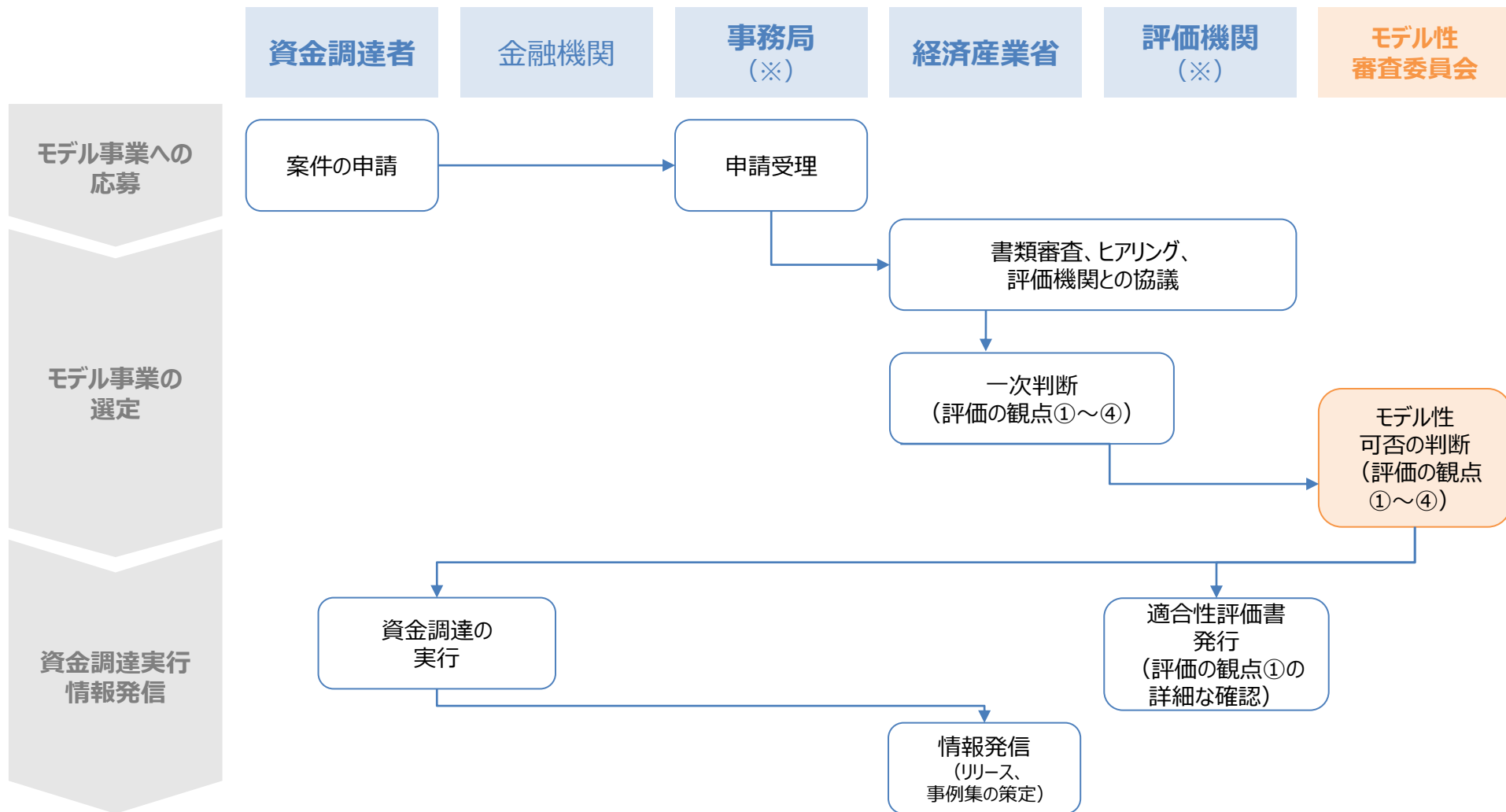


モデル事業の流れ・進め方

- 本事業のモデル性（適合性などから判断）については、応募の中から、経済産業省にて一次判断を行ったうえで、モデル性審査委員会において、モデル性可否を判断する。

モデル事業の主な流れ

※ 経済産業省の委託事業者



審査委員会での議論のポイント/基本指針との整合性

- 基本指針との整合に際しては、以下の4要素が主なポイントとなる

基本指針の概要

要素 1 資金調達者のクライメート・トランジション戦略とガバナンス



トランジション・ファイナンスの目的

- ・ パリ協定の目標に整合した目標や脱炭素化に向けて、事業変革をする意図が含まれたトランジション戦略の実現
- ・ トランジション戦略の実行では、気候変動以外の環境及び社会への寄与も考慮（「公正な移行」）

トランジション戦略とガバナンスの開示

- ・ TCFD提言などのフレームワークに整合した開示も可能

要素 3 科学的根拠のあるクライメート・トランジション戦略（目標と経路）



科学的根拠のある目標と経路

- ・ 科学的根拠のある目標とは、パリ協定の目標の実現に必要な削減目標（Scope 1～3が対象）
- ・ 短中期目標は長期目標の経路上に設定
- ・ 目標は地域や業種の特性など様々な事項を考慮して設定するため、経路は多様

参照・ベンチマーク

- ・ 国際的に認知されたシナリオ：IEAのSDSなどのシナリオ
- ・ 国際的に認知されたNGO等による検討：SBTiなど
- ・ パリ協定と整合し、科学的根拠のある国別の削減目標や業種別のロードマップなど

要素 2 ビジネスモデルにおける環境面のマテリアリティ



トランジション戦略の対象となる取組

- ・ 現在及び将来において環境面で重要となる中核的な事業活動
（気候変動を自社のマテリアリティの一つとして特定している資金調達者の事業活動を含む）

要素 4 実施の透明性



投資計画の対象

- ・ 設備投資（Capex）だけでなく、業務費や運営費（Opex）
- ・ 研究開発費（R&D）、M&A、解体・撤去費用

投資計画の実行による成果とインパクト

- ・ 可能な場合には定量的な指標
- ・ 定量化が困難な場合には、定性的な指標として外部認証を利用
- ・ 「公正な移行」への配慮を組み込む

審査委員会での議論のポイント/基本指針との整合～トランジション戦略、科学的根拠

- モデル事例を発信していく上で、トランジション・ファイナンスとしての整合性は、国内のみならず、国際的に認められ得るかの観点も重要
- 特に、対象となる事例の「トランジション戦略」及び「科学的根拠」について、適合性およびモデル事例としての妥当性をご議論いただきたい

【議論のポイント】

トランジション戦略

○基本指針（要素1）

- トランジション・ファイナンスの活用はトランジション戦略の実現又は実現への動機づけを目的とすべき
- **トランジション戦略はパリ協定の目標に整合した長期目標、短中期目標、脱炭素化に向けた開示、戦略的な計画を組み込むべき**
- トランジション戦略には、パリ協定の実現に向け寄与する形で事業変革をする意図が明確に含まれるべき

科学的根拠

○基本指針（要素3）

- トランジション戦略を構築する際、科学的根拠のある目標に基づくべきで
- 科学的根拠のある目標とは、**パリ協定の目標の実現に必要な削減目標であり、地域特性や業種の違いを考慮しつつ、設定されるべき**
- その際に参照することが考えられる軌道：**IEA, SBTi, NDC, 公的機関が策定するロードマップ等**

- **科学的根拠のある目標（パリ協定と整合した目標）設定となっており、トランジション戦略がその実現に寄与するものとして明確に含まれているか**

審査委員会の運営について

- 本委員会はモデル事業の案件ごとに開催するため、不定期開催とする。複数案件の同時審議、書面での開催も可とする。
- 議論の内容には、個社の非公開情報が含まれる可能性があるため、一般からの会議傍聴は行わない。議事要旨・配布資料についても原則として、非公開とする。
- 必要に応じて、通常の委員に加え、専門委員またはオブザーバーを招聘できる。
- 本委員会は委員の過半数の出席を以て成立とし、議決は出席委員の過半数で決する。可否同数の場合は、座長の決するところによるものとする。
- 結果については、審査委員会終了後に関係者（当該案件の資金調達者、金融機関等）に速やかに通知する。
- 当該案件の資金調達者が案件を公表後、経産省においても結果概要を公表する。
- モデル事業として採択された事例は、経済産業省にて事例集として取りまとめ発信する。（モデル採択の公表は、資金調達者が社債/借入についての公表を行った後に行う）
- 委員は本委員会で知りえた非公開情報は、本委員会の審議以外で利用してはならない。